

議員提出第2号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月5日

提出者 久喜市議会議員
猪 股 和 雄
新 井 兼
斉 藤 広 子
杉 野 修

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成22年久喜市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部」を「市長公室、総合政策部」に改め、同項第2号中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同項第3号中「建設部」を「建設部、まちづくり推進部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

令和6年4月1日付組織機構改革に伴い、常任委員会の所管事項の一部を変更するため、この案を提出するものであります。